○三豊市心身障害者(児)福祉年金条例施行規則

平成18年1月1日

規則第99号

改正　平成22年3月19日規則第4号

平成27年12月25日規則第36号

(趣旨)

第1条　この規則は、三豊市心身障害者(児)福祉年金条例(平成18年三豊市条例第128号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条　条例第6条第1項に規定する心身障害者(児)福祉年金(以下「年金」という。)の支給の申請は、心身障害者(児)福祉年金支給申請書(様式第1号)に身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を添えて提出しなければならない。

(申請書の審査及び支給の決定)

第3条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、年金の受給資格があると認めたときは、心身障害者(児)福祉年金支給決定通知書(様式第2号)を申請者に交付しなければならない。

(受給権消滅の届出)

第4条　年金の受給権者が、条例第3条各号のいずれかに該当するときは、心身障害者(児)福祉年金受給権消滅届(様式第3号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第5条　年金の受給権者は、住所若しくは氏名を変更したとき、又は障害程度に変更があったときは、心身障害者(児)福祉年金に関する住所、氏名、障害等級変更届(様式第4号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

2　前項の届出において、障害程度の変更にあっては、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を添えなければならない。

(支給の要件等)

第6条　条例第3条の各号の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　基準日以降の転出については、支給しない。

(2)　基準日以降の死亡については、支給しない。

(3)　福祉施設等への入所とは高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び措置による入所をいい、医療機関等への入院は含まない。

(4)　基準日以降障害程度条件を満たさなくなったものについては、支給する。

2　基準日以前に1年間以上、市内に在住していること。

3　支給年金額の月割り、日割りは行わない。

(その他)

第7条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町心身障害者福祉年金条例施行規則(昭和46年高瀬町規則第7号)、三野町心身障害者福祉年金支給規則(昭和47年三野町規則第7号)、

豊中町心身障害者福祉年金条例施行規則(昭和46年豊中町規則第5号)、詫間町心身障害者福祉年金条例施行規則(昭和47年詫間町規則第130号)、仁尾町心身障害者福祉年金支給規則(昭和46年仁尾町規則第4号)、仁尾町児童障害福祉年金条例施行規則(昭和44年仁尾町規則第5号)又は財田町心身障害者福祉年金条例施行規則(昭和45年財田町規則第2号)の規定によりなされた処分手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成22年規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成27年規則第36号)抄

(施行期日)

第1条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市心身障害者(児)福祉年金条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条　この規則の施行の際、第7条の規定による改正前の三豊市心身障害者(児)福祉年金条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。